

地域農業構造転換支援事業

地域の中核となって農地を引受ける**担い手**の経営改善に必要な
農業用機械・施設の導入を支援します。

▶ R6 補正～の変更点

補助率

3/10以内

補助上限額

個人1,500万円以内
法人3,000万円以内

法人の
補助上限
の引上げ!!

対象者

地域計画に位置付けられた**担い手**※

※ 認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達している農業者

対象となる農業用機械・施設

成果目標の達成に直結する、各種**農業用機械・施設**が対象です。

たとえば・・・

- トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械
- 乾燥調製施設（乾燥機等）、集出荷施設（選果機等）、
農畜産物加工施設（加工設備等）などの施設
- ビニールハウス など



成果目標（3年度目の目標）

以下のいずれか1つの成果目標を選択して取り組む場合、支援対象になります。

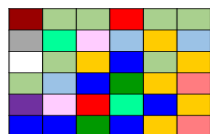
- 経営面積の3割又は4 ha以上の拡大
- 付加価値額1割以上の拡大
- 労働生産性3%以上の向上

▶ 経営面積の拡大以外の目標も
選択できるように!!

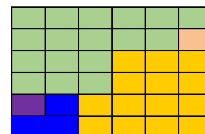
対象地域

- 地域計画の目標集積率が6割以上（都府県の中山間地域は5割以上）
又は
- 現行の地域計画か、ブラッシュアップ後の地域計画において、目標集積率が現状の
集積率よりも10ポイント以上増加する姿となること

▶ 地域計画のブラッシュアップに
取り組む地域等も対象に!!



地域が目指すべき将来の集約化に
重点を置いた農地利用の姿の実現

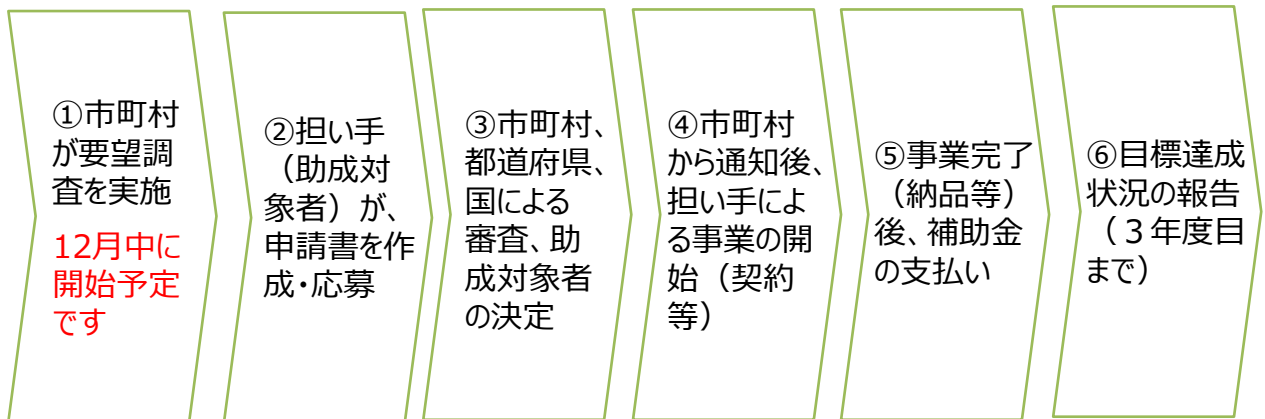


その他の留意事項など

- 農業用機械のリース導入も対象（補助率：農業用機械の取得額相当の3/7）
- 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること
- 法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること（中古の場合は、使用可能と認められる年数が2年以上であること）
- 成果目標の達成に直接に関連するものであり、既存の農業用機械等の単なる更新を行うものでないこと
- 導入する農業用機械等について、園芸施設共済、農機具共済の加入等を行うこと
- 運搬用トラック、パソコン、倉庫等、農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと
- 既に購入（契約）している農業用機械等でないこと

事業の主な流れ

市町村を通じて、担い手を支援する仕組みです。



審査の結果、配分されない場合があります。

予算額を上回る要望があった場合には、成果目標の設定状況等に応じたポイントに基づき、配分します。

【問い合わせ先】

本事業による農業者への支援は、市町村を通じて行われます。
お住まいの市町村の農政担当部局等へお問い合わせ下さい。